

## 別紙様式

申請者	申請内容及び特例措置	担当部局	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	検討（対応策等）	その他	連絡先（担当者）
苫小牧市	<p>（申請内容） 時間外救急医療に関して、苫小牧市民薬局を活用した院外処方体制を敷いているが、薬剤師の数的問題からこれ以上の拡大は困難であるため、協力薬剤師を増加させ、時間外救急医療の充実を図っていく。</p> <p>（特例措置） 薬事法第7条第3項における管理薬剤師の兼務許可に関する要件の特例</p> <p>都道府県知事の管理薬剤師の兼務許可に関して、北海道保健福祉部長通知（管理兼務許可取り扱い要領）に定める許可要件の特例措置の適用</p>	保健福祉部	<p>薬事法第7条第3項の規定により、薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでないとされている。</p> <p>道では、薬局の管理者としての義務の履行に支障がないと認められる場合に、同法但し書きの許可をすることとし、平成10年に「管理兼務許可取扱要領」を定め、この要領において、薬局については国の通知で示された、「学校薬剤師」を兼ねる場合にのみ認めている。</p>	C		<p>薬局は、疾病の治療等に使用される医薬品を保管管理し、調剤等を通じて医薬品を供給する医療提供施設であり、その管理者は、保健衛生上の危害が生ずることのないよう、当該薬局を自ら実地に管理する義務が課せられているものである。</p> <p>このことから、管理者の兼務許可については、全道の薬局を対象とした許可要件としているものであり、本件特区は対応できない。</p> <p>（全道的な検討の必要性） 薬局は、医薬分業の進展などに伴い、今後、医療提供施設として、休日・夜間における処方せんの応需が求められており、この体制整備を図るためには、医療機関が行っている輪番制などと同様に、地域のすべての薬局が連携して対応することが重要であるが、薬局管理者による他薬局への兼務がなければ、地域の体制整備が図られないなどの地域事情等について、全道的な状況を把握の上、必要性を検討することとなる。</p> <p>（本件申請に係る検討事項） 本件申請は、苫小牧市立病院における休日・夜間の処方せん応需体制の充実について、特定の薬局で対応することを想定した薬剤師不足を解消するため、管理兼務許可の特例措置を申請しているものであるが、上記のとおり全道的な検討を必要とすることから、現取扱いにより、地域の勤務薬剤師による応援や、また、近隣の4薬局による輪番制などを含め、地域の連携体制について検討願いたい。</p>	<p>（参考） 苫小牧市内の状況 ・薬局数 68施設 ・薬局の薬剤師数 管理者 68人 勤務者 99人 (H19.10.31現在)</p>	<p>医務薬務課 薬務G 主査（薬事） 内線 25-568</p>

上記検討結果に対する苫小牧市の意見等

現在、市内の薬局勤務の薬剤師は99名と充足しているように見えますが、そのうち管理薬剤師が68名であり、市民薬局の勤務薬剤師を除くと、救急医療に参加できるのは20名に満たないのが現状です。

また、今回の案件である管理薬剤師の「兼務許可」は、管理薬剤師が管理する薬局の営業時間以外を地域の医療活動に割り振るものであり、管理者として支障をきたすものではなく、営業時間内を想定した学校薬剤師活動の「兼務許可」とは全く異なるものであることをご理解いただきたいと思います。

さらに、今回の特区が認定されることにより、苫小牧市立病院の救急医療に対してのみならず、苫小牧市民薬局の立地条件や規模からも、地域の夜間当番薬局としてや、他の薬局の医薬品備蓄センターとしての役割も期待できるものであります。

つきましては、苫小牧における薬剤師不足の現状をご理解いただき、全道レベルでの検討とは切り離れた上で、多様化する医療ニーズへの対応策として、北海道チャレンジパートナー特区として認定していただきますようお願い申し上げます。

保健福祉部（担当部）の再検討	申請内容及び特例措置	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	再検討（対応策等）	その他	連絡先（担当者）
	<p>（申請内容） 時間外救急医療に関して、苫小牧市民薬局を活用した院外処方体制を敷いているが、薬剤師の数的問題からこれ以上の拡大は困難であるため、協力薬剤師を増加させ、時間外救急医療の充実を図っていく。</p> <p>（特例措置） 薬事法第7条第3項における管理薬剤師の兼務許可に関する要件の特例</p> <p>都道府県知事の管理薬剤師の兼務許可に関して、北海道保健福祉部長通知（管理兼務許可取り扱い要領）に定める許可要件の特例措置の適用</p>	<p>薬事法第7条第3項の規定により、薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではないとされている。</p> <p>道では、薬局の管理者としての義務の履行に支障がないと認められる場合に、同法但し書きの許可をすることとし、平成10年に「管理兼務許可取扱要領」を定め、この要領において、薬局については国の通知で示された、「学校薬剤師」を兼ねる場合にのみ認めている。</p>	C		<p>薬局の管理者は、開局時間であるか否かを問わず、その薬局以外の場所で業として薬事に関する実務に従事する者であってはならないと規定されているものである。</p> <p>本件兼務許可は、特定薬局への従事を前提とする薬局管理者の兼務の特例を認める趣旨ではなく、地域の事情等を踏まえた上で、全道の薬局を対象とした要件設定について、その必要性を検討することとなるものである。</p> <p>また、実態として苫小牧市内の薬局68施設に167名の薬剤師が勤務し、管理薬剤師を除いても99名いることから、それらを活用することで対応が可能と考えられ、地域的に見ても特例措置の適用は難しいものと考えられる。</p>	<p>（参考） 苫小牧市内の状況 ・薬局数 68施設 ・薬局の薬剤師数 合計 167名 管理者 68名 勤務者 99名 (H19.10.31現在)</p>	<p>医務薬務課 薬務G 主査（薬事） 内線 25-568</p>

上記再検討結果に対する苫小牧市の再意見等

先の意見提出において申し上げたとおり、現在、市内の薬局勤務の薬剤師（苫小牧薬剤師会に登録する会員薬剤師）は99名と充足しているように見えますが、そのうち管理薬剤師が68名であり、市民薬局の勤務薬剤師を除くと、救急医療に参加できるのは20名に満たないのが現状です。

そして、市内に従事する他の薬剤師68名については、苫小牧薬剤師会登録の会員でないため、苫小牧市民薬局での従事を依頼する以前に、苫小牧薬剤師会として、薬剤師の人数及び勤務状況すら把握できないのが実情です。

また、今回の特区申請は、管理薬剤師が他の場所にて薬事に従事できないという従来の許可範囲に基づかない兼務の特例を求めるものであり、この申請が認定されることにより、多様化する市民ニーズに答えることのできる質の高い医療サービスを提供することが可能となるものであります。

つきましては、苫小牧における薬剤師不足の現状をご理解いただき、全道レベルでの検討とは切り離れた上で、北海道チャレンジパートナー特区として認定していただきますようお願い申し上げます。

保健福祉部（担当部）の再々検討	申請内容及び特例措置	制度の現状及び根拠	基本的な意見	必要な措置	再々検討（対応策等）	その他	連絡先（担当者）												
	<p>（申請内容） 時間外救急医療に関して、苫小牧市民薬局を活用した院外処方体制を敷いているが、薬剤師の数的問題からこれ以上の拡大は困難であるため、協力薬剤師を増加させ、時間外救急医療の充実を図っていく。</p> <p>（特例措置） 薬事法第7条第3項における管理薬剤師の兼務許可に関する要件の特例</p> <p>都道府県知事の管理薬剤師の兼務許可に関して、北海道保健福祉部長通知（管理兼務許可取り扱い要領）に定める許可要件の特例措置の適用</p>	<p>薬事法第7条第3項の規定により、薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事するものであってはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではないとされている。</p> <p>道では、薬局の管理者としての義務の履行に支障がないと認められる場合に、同法但し書きの許可をすることとし、平成10年に「管理兼務許可取扱要領」を定め、この要領において、薬局については国の通知で示された、「学校薬剤師」を兼ねる場合にのみ認めている。</p>	C		<p>医療機関は、処方せん交付に関し、患者に対して特定の薬局への誘導が禁止され、また、薬局は、すべての医療機関からの処方せんを応需する責務が課せられている中、特定の薬局や一部地域（市町村単位）の薬局を対象として管理兼務を認めることとはならず、全道域で検討すべきことから、薬局管理者の兼務については、夜間、休日の救急医療体制が図られないなどの地域事情等を勘案し、その公益的役割から、道が定める「薬局等の管理者の管理兼務許可取扱要領」において、新たに許可要件を検討し、全道的に対応する。</p>		<p>医務薬務課 薬務G 主査（薬事） 内線 25-568</p>												
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1025 1198 1279 1225">&lt;基本的な意見の分類&gt;</td> <td data-bbox="1406 1198 1630 1225">&lt;必要な措置の分類&gt;</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1230 1256 1257">A：特区として対応</td> <td data-bbox="1451 1230 1800 1257">条例の改正等を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1262 1227 1289">B：全道的に対応</td> <td data-bbox="1451 1262 1800 1289">規則の改正等を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1294 1301 1321">C：特区として対応不可</td> <td data-bbox="1451 1294 1800 1321">通知の改正等を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1326 1375 1353">D：現行の規定により対応可能</td> <td data-bbox="1451 1326 1872 1353">その他、特別の措置を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1025 1358 1182 1385">E：事実誤認</td> <td></td> </tr> </table>								<基本的な意見の分類>	<必要な措置の分類>	A：特区として対応	条例の改正等を必要とするもの	B：全道的に対応	規則の改正等を必要とするもの	C：特区として対応不可	通知の改正等を必要とするもの	D：現行の規定により対応可能	その他、特別の措置を必要とするもの	E：事実誤認	
<基本的な意見の分類>	<必要な措置の分類>																		
A：特区として対応	条例の改正等を必要とするもの																		
B：全道的に対応	規則の改正等を必要とするもの																		
C：特区として対応不可	通知の改正等を必要とするもの																		
D：現行の規定により対応可能	その他、特別の措置を必要とするもの																		
E：事実誤認																			

